

別記様式第6

信託協定書

(財)漁場油濁被害救済基金理事長 植村 正治(以下「甲」という)と
〇〇漁業協同組合代表理事組合長〇〇〇(以下「乙」という)は、甲が平成〇〇年〇月〇日、後記2記載の油濁事故により、業務方法書第19条の規定に基づき、乙に支払った特定防除費〇〇円の限度で、代位弁済によって取得した後記3記載の信託財産に関し、次のとおり協定した。

なお、この協定の基づく乙の甲に対する債務は、〇〇漁業協同組合連合会代表理事会長〇〇〇(以下「丙」という)が連帯してこれを保証するものとする。

第1条 甲は乙に対し、甲が上記代位弁済によって取得した権利を次条の目的のため信託譲渡する。

乙は甲に対し、受託者として、信託法に従い、誠実にその職務を行う。

(信託目的)

第2条 1. 乙は、信託財産である第三者に対する損害賠償請求権その他の権利を速やかに行使し、その早期回収を図ること。

訴訟提起調停の申立その他裁判上の申立をするときは、乙は予め甲の承諾を得ること。

2. 乙は、事前に甲の書面による同意がなければ、第三者と示談、和解等をしてはならない。

3. 乙が信託財産せ債権の取立、換金等の手続を完了したときは、乙は甲に対し、取立又は換金した金額から信託法第36条に規定する取立等のために要した費用を控除した残金額を直ちに交付しなければならない。

4. 乙は無報酬にて上記信託業務を行うものとする。

(第三者への通知)

第3条 甲は、信託財産債権の債務者たる第三者に対して、本件信託譲渡の事実を通知し、かつ、第三者への通知の事実を乙に通知する。

(解除)

第4条 1. 甲は、何時にても本件信託を解除することができる。

2. 第三者に対する解除の通知に関しては、前条の規定を準用する。

以上のとおり協定に達したので、本協定書3通を作成し、甲乙丙各自記名押印のうえ、1通ずつ所持するものとする。

平成〇〇年〇月〇日

甲 住所 東京都千代田区内神田2丁目1-14
氏名 (財)漁場油濁被害救済基金
理事長 植村 正治 印

乙 住所
氏名 〇〇漁業協同組合
代表理事組合長〇〇〇 印

丙 住所
氏名 〇〇漁業協同組合連合会
代表理事会長 〇〇〇 印

記

1. 業務方法書

(特定防除費の支弁等)

第19条 基金は、前条第1項に規定する額の範囲内において、同項の規定により認定した特定防除費を支弁するものとする。

2 基金から特定防除費を支弁された者は、基金との間で前項により支弁された額を限度として別紙様式第6により特定防除費の請求に係る信託協定を締結するものとする。

2. 油濁事故

(1)事故の種類

(2)事故発生日時

(3)事故発生場所

(4)原因者の住所、氏名

3. 信託財産の表示

甲が乙に対し、上記油濁事故の発生に伴い、上記業務方法書第19条に基づいて支弁した特定防除費用〇〇円の限度で、民法第499条で規定する代位弁済によって取得した第三者に対する一切の権限